

令和5年度第1回最終処分部会運営委員会議事録

日 時：令和5年4月13日（木）14:00～17:00

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会会議室（ZOOMによるWEB開催）

出席者：（運営委員）都築 建（部会長）、澤田裕二（副部会長）

田中正巳、杉田昭義、松本明利、小城戸秀明、福井浩徳、篠原隆行
（事務局）室石泰弘、香川智紀、日浦朋子

配布資料

議事次第

出欠表

資料1 最終処分場施設見学会の開催

資料2 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置

資料2-1 令和4年度最終処分部会事業計画について（澤田副部会長提出）

資料2-2 軽油引取税課税免除の周知に関する経過報告並びにこれからの計画（福井委員提出）

資料2-3 令和3年度第2回運営委員会議事録より

資料3 既存の特例措置に代わる新たな支援措置の提案

資料3-1 北海道・東北地域協議会臨時事務局長会議の開催について（田中委員提出・運営委員限り）

資料3-2 維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置に代わる支援措置の検討（杉田委員提出）

資料3-3 佐賀県産業廃棄物資源循環協会第2回最終処分部会議事概要（篠原委員提出・出席者限り）

資料3-4 令和4年度第2回九州地域協議会最終処分部会議事概要（篠原委員提出・出席者限り）

資料3-5 令和元年度第1回運営委員会議事録より

資料3-6 令和元年度第2回運営委員会において整理した案

資料3-7 令和2年度第1回運営委員会議事録より

資料3-8 令和3年度第3回運営委員会議事録より

資料3-9 令和3年度第4回運営委員会議事録より

資料3-10 令和4年度第1回運営委員会議事録より

資料3-11 令和4年度第2回運営委員会議事録より

資料4 埋立処分委託契約書（様式）の周知等

資料4-1 産業廃棄物埋立処分委託契約書（様式）の周知及び利用促進に向けた検討（勝山委員提出）

資料4-2 埋立処分委託契約書様式に関する過去の周知活動及び結果

資料4-3 契約書作成依頼兼石綿含有産業廃棄物情報フロー図（都築部会長提出・運営委員限り）

資料4-4 契約書作成依頼兼石綿含有産業廃棄物情報（都築部会長提出・運営委員限り）

資料4-5 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（都築部会長提出・運営委員限り）

資料4-6 搬入誓約書及び計画書（篠原委員提出・運営委員限り）

資料4-7 アスベスト及びアスベスト含有物処分に関するお願い（篠原委員提出・運営委員限り）

資料4-8 （当日配布）【注釈入り説明者資料】（勝山委員提出）

資料5 早期廃止の実現に向けた検討

資料5-1 早期廃止の実現に向けた検討について（小城戸委員資料）

資料6 維持管理マニュアルの周知

資料6-1 改訂版産業廃棄物最終処分場維持管理マニュアル周知に関する事項（案）（松本委員提出）

参考資料1 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の最終処分場の廃止に関する検討委員会資料（運営委員限り）

参考資料2 令和5年度最終処分部会事業計画

参考資料3 令和4年度第3回最終処分部会運営委員会議事録

1. 開会

2. 挨拶

(1) 連合会挨拶

室石専務理事が以下のとおり挨拶した。

税制要望等を行うにあたっては、例年6月頃に環境省から連合会に対して、その裏付けとなるデータに関する実態調査の依頼がある。これまでの議論を踏まえると、軽油引取税の延長、脱炭素化を踏まえた重機等の導入、災害廃棄物の受入等に関する実態調査の依頼があり、依頼から1～2週間後には報告しなければならないようなタイムスケジュールである。

当方の議論の状況は環境省には内々に伝えており、環境省でも来年度の予算や税制等についても検討してくれていると聞いている。環境省から財務省に要求する際の根拠データを揃える必要があるため、それに備えて根拠データの準備をお願いする。

本日の議論において新たな提案が出るかもしれない。私（室石）から環境省に内々に意見を伝えてまいりたい。

(2) 部会長挨拶

都築部会長が以下のとおり挨拶した。

事業計画を進めて行くために決定しなければならない事項がある。前回の運営委員会での議論を踏まえ、忌憚のないご意見を賜りたい。

3. 報告

(1) 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の最終処分場の廃止に関する検討委員会

事務局が参考資料1を説明した。

主な議題は、特定一廃及び特定産廃処分場のアンケート及びヒアリング結果、浸出水の検査結果等の報告に基づく意見交換が行われた。過去に開催された本検討会においてガイドライン改訂案が策定されているが、これについての深掘り検討は今回の検討会では議題とされておらず、データの蓄積が中心であった。

今後の課題として、埋立基準、維持管理基準、廃止基準等が挙げられているが、座長から事務局に対して優先順位を提案することを求める発言があった。

(2) その他

特になし。

4. 議事

(1) 最最終処分部会事業計画の具体化

1) 最終処分場施設見学会の開催

事務局が資料1を説明した。

意見交換の結果、事務局が部会長と相談のうえ、施設見学会の開催に向けて計画を策定することとした。見学先の選定及び調整等については、事務局から運営委員に相談し、運営委員は協力することとなった。

2) 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置

事務局が資料2及び資料2-3を説明し、意見交換を行った。

その結果、軽油引取税の延長を要望しつつ、合わせて新たな支援措置も求めていくこととした。

出された主な意見は次のとおり。

澤田：非常に重要な措置であるため延長して欲しいと考えている。延長の可否を決めるのはどこか。

室石：軽油引取税は都道府県税であるため総務省である。

澤田：最終処分業者が使用する軽油の量は全体に比べると少ないのではないか。総務省にとって当業界の免税措置を廃止するメリットはあるのか。

室石：課税の公平性の観点から廃止の方向となっているのではないか。延長要望については既得権を主張することで良いと思うが、万一の場合を想定して代替措置を検討しておく必要があると思う。

澤田：代替案についての提案はあるか。

室石：これまで部会で検討してきた内容であり、それを提案すれば良いと思う。既得権を持っているのは紛れもない事実であり、最善の策は軽油引取税が延長され、さらに新たな措置を獲得することができれば良く、要求すべき事項は要求して良い。

澤田：軽油引取税の延長を要望しつつ、新たな支援措置も求めていくと理解して良いか。

室石：この場で議論いただければ良い。

都築：希望を持って進めてまいりたい。当社の免税額は年額300万円程度であるが、これが課税された場合には処分費用に転嫁することも想定している。

松本：最終処分場は社会インフラであることを強く訴えるべきである。電動重機を販売しているのはコマツのみであり、重機の入れ替えには時間と費用がかかる。ハイブリッド重機は補助制度があるが全体の補助枠がある。しかし、納入まで時間を要するため納入された時点で既に補助枠は埋まっている。補助枠の拡大を求める必要がある。ハイブリッド重機の燃費性能は向上しているが燃料は軽油である。バイオ燃料重機に対する購入補助も求めるべきである。当社の軽油免税額は1事業所あたり500万円です。5事業所あるため、本特例措置の延長がかなわない場合には価格転嫁は考えざるを得ない。軽油引取税の延長は申し入れるべきである。

杉田：前回の延長要望の際に議員連盟に陳情した。業界内からは中間処理業者を含めて要望して欲しいという意見が出されたが、連合会理事会において最終処分業者のみとすることを説明し理解を得た経緯がある。中間処理など対象範囲の拡大を求めると軽油課税免除の特例措置は間違いなく廃止される。例年秋から年末にかけて議員の先生方に説明する段取りである。

篠原：道路を通行していないという理由は認められないのか。

事務局：道路特定財源が廃止され一般財源化されたため、今のご指摘の理由は通用しない。

3) 既存の特例措置に代わる新たな支援措置の提案

事務局が資料3及び資料3-5～3-11を説明し、意見交換を行った。

その結果、出された意見を事務局が整理し、部会長から運営委員に優先順位を提案することとした。運営委員はそれを確認するとともに、対外的に支援措置を認めてもらうための理由を提案することとした。なお、国会会期中に開催される見通しの議員連盟総会において、室石専務理事から内々に要望事項を伝えておくこととなった。

出された主な意見は以下のとおり。

田中：北海道・東北地域協議会で提案された事項は前回の運営委員会の議事録に記載されておりであり。補助金を求めるのは難しいため、環境省や財務省に説明が付きやすい項目に絞り込むことが望ましい。資料3-6①の自然災害に被災した最終処分場の復旧のために維持管理積立金の取り崩しを認めてもらうことは重要である。⑤の災害廃棄物の埋立は、地域の復旧に協力する前提である。拒否することも可能ではあるが、協力したことに対するメリットが重要である。例えば事業計画の変更に伴う支援措置や課税免除が認められれば、前向きに協力することができる。

篠原：佐賀協会、九地協ともに代替案の提案を纏めることはできなかった。災害廃棄物は一般廃棄物であるが、市民の人口等に応じて一般廃棄物処理施設は建設しているため、災害廃棄物は市町村が対応することができない。処理業者が協力しないと早期復旧は困難であり、災害廃棄物の受入に対する支援措置は強く求めていくべきである。維持管理積立金については現在の積立額が将来の貨幣価値と同じであるとは限らない。人件費、資材価格、燃料価格などが高騰している。積立を義務付けているのであるから、積立金を取り崩した時点において、積立金を積み立てた時点の貨幣価値を補償する方策を国に求めておくべきである。

杉田：自然災害により処分場が被災した際には早急な復旧が必要であり、そのための支援を求めていく必要がある。

維持管理積立金として積み立てた金額の損金算入は毎年10%ずつ引き下げられることになる。しかし、災害廃棄物を受け入れた際の金額に応じて積立金を積み増すことができ、かつ、その全額について税制優遇を受けられる制度が必要である。

災害廃棄物の処理に協力することで事業計画より早く埋まってしまうことになるため、次期処分場の計画に対する支援措置として環境アセスの簡素化や期間短縮等を求めたい。

固定資産税の減免が必要である。処分場跡地であることが登記されているため資産価値は下がる。

都築：災害により処分場自体が被災することも想定されるためこれに対する支援を求めたい。東日本大震災時には津波以外の災害廃棄物は発生しなかったが、4.11に震度6が続いて発生した際に、家屋倒壊等による災害廃棄物が25万トン近く発生し当社で受け入れた。その後、地元

行政から災害廃棄物搬入した分だけ処分容量増の計画変更を申請することを提案され、手続きを行った経験がある。

福井：固定資産税の減免を要望する相手先はどこか。

室石：連合会としては環境省を窓口として要望することになるが、固定資産税は地方税であるため総務省である。

福井：最終処分場は、隣接している場所も含めて価値は落ちるので是非要望するべきである。

都築：処分場は埋立とともに価値は落ちる。それが反映されるべきである。

澤田：埋立を終了した処分場の固定資産税について、市役所と2年程度の協議を経て雑種地から変更され、固定資産税が半額程度に下がった実績がある。不動産鑑定士などと相談しながら進めて行けば下げることが可能だと思う。

小城戸：災害廃棄物の受入により最終処分場の寿命を圧迫する。災害廃棄物を受け入れた処分場について、軽微変更の範囲を緩和し、埋立面積または埋立容量の10%から拡大して欲しい。

事務局：災害廃棄物の受入に対する支援措置は説明が付きやすいと思うが、前回、環境省と協議した際に、法改正において位置付けを明確化しないと困難であると環境省から指摘されている。次回の法改正の検討から法施行までの期間を踏まえると、相当時間がかかる可能性がある。さらに法改正の議論に含まれるかどうか不明である。災害廃棄物は被災地域が限定されるため、全体の総意として活動するのであれば、固定資産税や減価償却の減免が良いのではないかと。

田中：災害廃棄物を法律上どのように位置づければ制度として成り立っていくのか。

事務局：資料3-8のとおり、環境省が考えているのは、災害廃棄物処理計画・災害廃棄物協定における位置付けの明確であり、メリットは明確化された法定位置付けとセットで考えるべきものである。位置付けを明確化するために法改正が必要となれば時間がかかると説明を受けている。

田中：災害廃棄物処理計画は市町村が作成することが大前提である。その中に民間の産業廃棄物処理施設をどのように位置付けるかということが趣旨なのか。北海道協会は北海道と災害廃棄物協定を締結しており、その協定に基づき協力することとしている。このような場合は、位置付けの明確化には該当しないのか。また、市町村の災害廃棄物処理計画ではなく、都道府県の災害廃棄物処理計画に位置付ける必要があるのか。環境省がこれらを何らかの形で法に位置づけないと、支援措置を講ずることはできないということがよく分からない。

災害廃棄物を受け入れた処分場に対する支援措置は、既に意見が出されているので環境省に伝えていただく必要はある。

(事務局注記)市町村の災害廃棄物処理計画は、市町村の一般廃棄物処理計画において、マニュアルに基づいて作成することにはなっているが、法律上の作成義務は無い。法律上の作成義務が無ければ、それに対する支援措置もできないとのことである。

杉田：災害廃棄物を受け入れた際に困っているのは何かということを明確化し、それを伝えていかなければならない。最終処分業者が困っているのは一般廃棄物の施設許可を持っていないと

いうことである。そのため特例措置の手続きが必要となり手間や時間を要してしまう。例えば、災害廃棄物に関しては、一廃も産廃も関係なく廃棄物処理施設に関する許可は有効であるとするなど、当方から整理して提案する必要がある。連合会の7月理事会までに連合会として要望を纏めておく必要がある。そのスケジュールを考慮すると要望理由は6月中に纏めておく必要があるだろう。

室石：スケジュールに関しては、通常国会会期中である6月中に政治連盟総会が開催される見込みであり、その際に次年度の要望を確認されるので、軽油引取税の延長と災害廃棄物を受け入れた処分場に対する支援措置、固定資産税の減免等について説明しておきたい。政治連盟総会は7月の理事会開催前であり正式な要望にはならないが、方向性だけでも説明しておきたい。

4) 埋立処分委託契約書（様式）の周知等

事務局が資料4及び資料4-2、都築部会長が資料4-3～4-5、篠原委員が資料4-6～4-7をそれぞれ説明した。その後、事務局から資料4-8を読み上げた。

都築部会長の指名で、運営委員各社における埋立処分委託契約書様式の使用状況を説明し、意見交換を行った。

その結果、勝山委員から提案された事項（資料4-8）について、事務局が部会長と相談のうえ、実現可能な事項から取り組んでいくこととした。

出された主な意見は以下のとおり。

都築：県外の間処理業者17社程度と新様式での契約を締結している。

杉田：勝山委員がよく調べてくれている。事務局としてできることを検討し、進めていく必要がある。当社では新規は新様式での契約を依頼している。既存の顧客との契約に手間取っている。3～5年後には全ての契約を新様式で締結できるように進めたいと考えている。

澤田：処分と収集運搬を一つに纏めた契約書を用いている。新様式とはほぼ同じ様式である。

田中：最終処分の業許可を持っているが最終処分のみ契約はない。当社での契約は全て中間処理としての契約であるため新様式の契約はない。北海道内で契約書説明会を開催した後に、様式のダウンロードができないかという相談が寄せられた。勝山委員の提案のとおり、新様式を作成した趣旨を含めて、連合会ホームページを充実させて欲しい。

福井：既存の顧客が殆どであるため新様式は使用していない。

篠原：新様式を補完する目的で資料4-6を作成しているため、新様式はあまり使っていない。

小城戸：新規契約はほとんどないため、新様式の採用には至っていない。

松本：大手ゼネコンはほぼ全てにおいて建設6団体様式を使用している。コロナが落ち着いてきていることもあり、環境安全部局が施設見学に来る機会が増えており、その際に新様式の趣旨を説明するなど、理解を促進させる取り組みを行っているところである。施設見学時の説明は絶好の機会であるため各社でも取り組んではいかがか。

5) 早期廃止の実現に向けた検討

事務局が資料5を説明した。出された意見は以下のとおり。

小城戸：地元の行政担当者に確認したところ、本担当者は廃止手続きを経験したことがないとのことであった。

現場の実態を学識者に理解していただくために、廃棄物資源循環学会との連携を深めていくこととし、令和5年度第1回処分場早期安定化分科会議事録のうち「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」の改定に関する部分は、発言者名を削除したうえで同学会の意見交換サイトに掲載することとした。

また、各社においても同学会処理処分研究部会に積極的に参加し、意見交換を進めていくことを確認した。

6) 維持管理マニュアルの周知

事務局が資料6を説明した。

松本委員が資料6-1を用いて、自社の活用状況及び地元の公共施設での実態を報告した。

意見交換の結果、処分場早期安定化分科会において情報共有を進めていくとともに、公共施設に対する周知も重要であることを確認した。

※ 公共施設への改訂版維持管理マニュアルの普及状況（重複あり）

無償配付:132 団体（都道府県:47、政令市:79、協賛金拠出企業:5、転載許諾申請先:1）

説明会受講:42 名（東京7、札幌4、金沢1、仙台6、岡山14、熊本10）

書籍購入:54 冊

(2) その他

松本：国におけるPROAに関する検討状況を知りたい。

事務局：昨年度開催された非公開会議において、PFOAを含むPOPsの世界的な動向に関する情報の整理及び今後の国における対応をするにあたっての検討課題についての意見出しがおこなわれた。今年度の検討計画は未定である。

田中：税制措置に関する議事の際に、室石専務理事から環境省から全産連に対する実態把握に関する依頼がある予定との説明があった。関係する事業者に予め準備を依頼するために、把握すべき項目を早めに知らせて欲しい。

室石：本日の議論の内容を環境省に伝えるが、環境省から予め調査項目を提案してもらう関係ではなく、当業界が求めたい措置の裏付けとなるデータを当方が準備しなければならないという趣旨である。

5. 閉会